

福井女子中学生殺人事件の概要と、現在の争点

福井女子中学生殺人事件は、1986年3月に福井市で発生した事件です。

卒業した中学3年生の女子が、自宅内において、何者かによって殺害されました。発見時、頭部に毛布がかぶせられ、頭部を中心に50か所以上を刃物で刺されて亡くなっていました。

捜査は難航しましたが、1年後に、暴力団員が「血だらけの前川を見た」という供述があり、前川彰司さんが逮捕・起訴されましたが、前川さんは一貫して「無実」を主張。一審福井地裁では「無罪」判決が言い渡されました。しかし検察によって控訴され、名古屋高裁金沢支部は「懲役7年」の有罪判決を下し、最高裁で確定しました。前川さんは服役後、再審申し立てをおこない、2011年11月に名古屋高裁金沢支部で「再審開始」決定が出されましたが、名古屋高裁によって取り消されました。

2022年に第2次再審請求がおこなわれ、2024年10月23日に名古屋高裁金沢支部で決定が出されます。

審理で争われている点は、「血だらけの前川を見た」という元暴力団員が、実はまったく見ておらず、その男が覚せい剤取り締まり法違反で逮捕されていた際に、少しでも処遇を良くしてもらおうと、刑事と裏取引をして、嘘の供述していたということが明らかになった事です。また後日、刑事から食事をおごってもらったり、結婚の祝いまでもらっていたことが明らかとなりました。捜査機関による証拠・証言のねつ造です。

袴田事件でも刑事による強制的な自白がねつ造と断定されました。警察は前川さんを犯人にするため、目撃供述を作り上げたのです。それを検察も見抜けず、起訴・控訴を今まで続けてきました。真犯人を逃がしています。

被害者に毛布をかぶせて、その上から突き刺したのですから、返り血を大量に浴びることはありません。前川さんの車から発見された血痕は、以前の持ち主によって付けられていたことも明らかになっています。

10月23日に「再審開始」決定が出されても、検察は「異議申し立て」をおこなう資格はありません。必ず検察の「異議申し立て」を世論の力で阻止しましょう。

2024年10月23日10:00に、名古屋高裁金沢支部で「福井女子中学生殺人事件」の「再審開始」決定が出された場合、以下の団体署名を、国民救援会愛知県本部(電話052-684-5825)まで、FAXにてお送りください。

FAX番号は 052-684-6355

「再審開始」決定が出された場合は、名古屋高検への要請行動にも、ご参加ください。

10月23日(水) 14:00

24日(木) 14:00

25日(金) 14:00

28日(月) 11:00

※10分前には高検玄関にお集まりください

※「異議申し立て」の期間は、10月28日までです。

【福井女子中学生殺人事件】

名古屋高裁の再審開始決定に対する異議申立の断念を求める要請書

名古屋高等検察庁検事長 菊池 浩 殿
名古屋高等検察庁金沢支部長 市原 久幸 殿

10月23日、名古屋高等裁判所金沢支部第2部(山田耕司裁判長)は、再審請求人・前川彰司さんにかかわるいわゆる「福井女子中学生殺人事件」について、再審開始の決定をしました。本決定は、1審・福井地方裁判所の無罪判決、そして第一次再審請求での名古屋高裁金沢支部の開始決定につづく事実上3度目の無罪判決です。検察官においては、異議申立をすることなく速やかに再審公判に協力して無罪論告を行い、前川さんの人権と名誉を回復することを強く求めます。

本件では、そもそも前川彰司さんと犯行を結びつける証拠は何一つなく、1審の福井地方裁判所は無罪判決でした。ところが、2審の名古屋高等裁判所金沢支部は、著しく変遷した暴力団関係者の供述が「大筋で一致している」として逆転有罪の判決(懲役7年)を言い渡しました。1997年11月、最高裁判所は、前川さんの上告を棄却し2審の有罪判決が確定しました。前川さんは出所後、2004年7月に第一次再審請求を申立て、2011年11月に名古屋高裁金沢支部で再審開始決定が出されましたが、これが検察の異議申し立てによって取り消され最高裁で確定。2022年10月に第二次再審請求を申立てました。

第二次再審請求審の結果、前川さんの犯行を裏付ける物証が何もないにもかかわらず、捜査に行き詰まった警察・検察が、暴力団組員の不純な目的に基づく虚言に依存して「事件に関わった」とする供述を捏造したことが明らかになりました。警察は、捜査側に不都合な事情が生じる都度、組員の供述を変更させる一方、組員の供述によって引き込まれた他の関係者らの「事件に関わっていない」という供述を隠匿しました。警察が「組員と友達の作り話です」という前川さんの訴えを無視して、組員が供述する架空のエピソードを押し付けて、組員の供述と「大筋で一致」する関与供述を捏造し、偽りの有罪判決が導かれました。よって、今回の再審開始決定は、正当かつ当然の結果です。

そのうえ、長年にわたり警察、検察の手元に秘匿された末に今回、開示された287点の開示証拠の中にあつた捜査報告書等が前川さんの無実を裏付ける有力な証拠となったことは重大であり、かかる観点からも異議申立理由が存在しないことは明らかです。

前川さんは事件発生翌年の1987年に逮捕されて以来、40年近くも殺人犯の汚名を着せられ、出所後の人生も大きく破壊されました。これ以上、司法が前川さんと家族の尊厳と人権を翻弄することは許されません。1審の無罪判決、そして2度の再審開始決定と事実上の無罪判決を3度も受けています。重大な証拠を隠した検察官が、さらに抵抗を重ねて前川さんの有罪を主張することはあってはなりません。

検察は、今こそ、「基本的人権を尊重し…無実の者を罰することにならないよう」「事案の真相解明に取り組む」ことを命じた「検察の理念」(平成23年9月付最高検察庁策定)に立ち返るべきです。そして、前川さんの人権と名誉を速やかに回復するため再審開始決定に対する異議申立を断念し、一日も早く、前川さんを無辜の罪から救済することを強く求めます。

2024年10月 日

団体名

住所